

「桜井市地方就職支援金交付事業」の概要

目的

東京圏の大学を卒業した学生の桜井市への移住を伴う県内就職を支援するため

支給金額

1人1回 16,000円（16,000円を下回る場合は、当該額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)）

対象者

次の①②すべてを満たす者

① 移住等に関する要件 次に掲げるア～ウの要件を全て満たすこと。

ア 移住元に関する要件 次に掲げる要件の全てに該当すること。

- 大学等の卒業等した年度において、東京都内に本部がある大学等で東京圏内のうち条件不利地域を除くキャンパスに4年以上在学し、当該大学等を卒業等する見込みであること。ただし、奈良県知事及び市長が認めた場合は、この限りでない。
- 大学等の卒業等した年度において、東京圏内（条件不利地域を除く。）に継続して在住していること。

イ 移住先に関する要件 次に掲げる要件の全てに該当すること。

- 奈良県に所在する企業に就職することが内定していること。
- 卒業等した後に（ア）に規定する内定企業に就職し、本市に5年を超えて移住する意思を有していること。

ウ その他の要件 次に掲げる要件の全てに該当すること。

- 暴力団員でないこと。
- 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- 日本人又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のうち、いずれかの在留資格を有するものであること。
- 移住元において市税等を滞納していない者であること。
- その他奈良県知事及び市長が支援金の対象として不適当と認めたものでないこと。

② 就業に関する要件 次に掲げるア・イの要件の全てに該当すること。

ア 就業先に関する要件 次に掲げる要件の全てに該当すること。

- 勤務地が奈良県内に所在すること。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。
- 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する法人等でないこと。
- 官公庁等(第三セクターのうち地方公共団体から補助を受けている法人を除く)でないこと。ただし、一般事務職の枠以外で採用された場合はこの限りでない。
- 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人等でないこと。ただし、事業承継を前提とする就業の場合はこの限りではない。

イ 就業条件等に関する要件 次に掲げる要件の全てに該当すること。

- 1週間の所定労働時間が20時間以上の雇用期間の定めがない労働契約に基づいて就業する見込みであること。
- 奈良県での勤務地限定型社員として採用予定であること。